

## 孤独・孤立・自殺対策相談事業における事業連携に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 あなたのいばしょ（以下「乙」という。）は、両者が連携し、孤独・孤立・自殺対策の相談を円滑に遂行するため、次のとおり事業連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （事業の目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、自殺リスク等を抱えて支援を必要とする者（以下「相談者」という。）を適切な支援機関につなげることで、必要な支援を受けて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に寄与することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該事項に定めるところによる。

#### （1）孤独・孤立・自殺対策相談事業

乙が実施する、24時間365日、年齢や性別を問わず誰でも匿名・無料で相談できるチャット相談で、相談員による傾聴によって、個人に寄り添い、必要時支援につなぐ事業を行うほか、DVや虐待など、危機的な状態にある人への警察・児童相談所等の支援につなぐ事業をいう。

#### （2）地域連携コーディネーター

乙の職員として、甲と事業を推進し、支援を行う上での調整等を行う者をいう。

#### （3）福祉政策課

甲の総合的な福祉施策を所管する課をいう。

#### （4）専任職員

福祉政策課等に所属し、地域連携コーディネーターと連携して当該自治体に居住する相談者に対し、関係機関等連携して具体的支援を実施するための調整等を行う者をいう。

#### （5）関係機関等

相談者が抱える様々な課題を解決し、具体的支援を行う支援機関をいう。

#### （6）プッシュ型の支援

対面や電話等に応じることが困難な当該自治体の住民に対し、アウトリーチ等の手法を用い、必要な支援や情報提供等を積極的に行うことをいう。

### （連携自治体事業の内容）

第3条 相談者等に対し、その者が抱える課題解決に向け、甲と乙が連携して具体的支援である「生きることの包括的支援」につなげる。

専任職員は、必要に応じて関係機関等とともに訪問や同行支援等を行う。また関係機関等から自殺リスクの高い住民の情報を収集し、プッシュ型の支援を積極的に行い、相談窓口等を周知し支援につなげる。

### （事業の役割）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる役割を担うものとする。

#### （1）甲の役割

- ア 専任職員の配置
- イ 具体的支援のための地域連携コーディネーターとの連携及び調整等
- ウ 具体的支援の調整及び実施、進捗状況の確認、緊急時の対応等
- エ 具体的支援の記録等の作成及び保管、統計に関する事務等
- オ プッシュ型の支援による相談窓口の周知

#### （2）乙の役割

- ア 具体的支援のための専任職員等との連携及び調整等

イ 具体的支援が必要な相談者への相談及びアセスメント等

ウ 具体的支援のための意見交換等

エ 具体的支援の進捗状況及び支援終了の確認等

オ 具体的支援の記録の作成等

(費用)

第5条 甲及び乙は、前条の役割分担に基づく経費をそれぞれ負担する。ただし、乙の事業における有償で提供している取組については、その限りではない。

(事業の実施期間)

第6条 連携自治体事業の実施期間は、令和6年5月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を解除し、又は変更する意思表示がないときは、本協定を3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(責務)

第7条 甲及び乙は、本協定書の取組の実施にあたり、相互に協力し信頼関係を構築するとともに、関係機関等との連携の確立に努めるものとする。

(体制)

第8条 甲及び乙は、本協定書の取組を推進するため、積極的かつ誠実に取り組み、必要な連携体制をつくり、その体制を維持するものとする。

(連携の担保)

第9条 甲及び乙は、事業主体として連携の観点から、対等な立場で相互に十分な意思疎通及び連携、可能な範囲での情報共有等を図るものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に則り、「相談記録システム」の運用をはじめとする連携自治体事業の実施において知り得た相談者の個人情報等を第三者に漏洩しないよう必要な措置を講ずるものとする。

(協定の変更)

第11条 本協定は、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

(問題発生時及び疑義への対応)

第12条 甲及び乙は、本協定書の取組に伴って問題が発生した場合や、本協定に定めのない事項及び本協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議を行い、速やかに解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙による記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月26日

(甲)奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

(乙)東京都港区赤坂2丁目9番3号 松浦ビル2階

特定非営利活動法人あなたのいばしょ

理事長